

# 事業主の皆様へ

千葉市中央区中央2-7-1  
千葉中央社会保険労務士法人  
☎ 043-307-9231

## パートタイム労働者の社会保険加入



令和6年10月1日から、会社単位(同一法人番号)の厚生年金被保険者数が51人以上の会社で、パートタイム労働者も社会保険加入が義務付けられました。加入条件等を確認してみましょう。

### 【加入条件】

- ① 月額賃金が8.8万円以上(所定内賃金)
- ② 週20時間以上の雇用契約
- ③ 学生でないこと(入社前提の卒業前雇用は対象)



Q

・51人とは、どの時点の人数をいうのですか？

A

⇒直近1年間で厚生年金被保険者数が51人以上の月が6ヶ月あった場合に、「特定適用事業所」とみなされます。ただし、令和5年10月～令和6年8月の各月のうち、厚生年金被保険者数が6ヶ月以上51人であることが確認出来た場合、日本年金機構において、「特定適用事業所」に該当したものと認識し、「特定適用事業所該当通知書」が送付されます。したがって、会社から届出を出す必要は、基本的にありません。

Q

・雇用契約では、週16時間になっており社会保険加入の条件を回避したのですが、実際の実労働時間が連続2ヶ月において、週20時間以上となり、今後も同様の働き方が続きそうな場合、社会保険加入となるのでしょうか？

A

⇒実際の労働時間が週20時間以上となった3ヶ月目の初日に、社会保険に加入しなければなりません。

Q

・月額賃金が8.8万円という事は、年収で106万円以上になれば社会保険加入になるという事ですか？

A

⇒年収106万円は単なる目安であり、判断基準は所定内賃金が、8.8万円以上であるかどうかです。8.8万円の所定内賃金は、「基本給+諸手当」で判断し、以下の賃金は含みません。

(1) 臨時に支払われる賃金	(2) 1ヶ月を超える期間に支払われる賃金
(3) 時間外労働・休日労働・深夜労働の割増賃金	(4) 家族手当・精勤手当・通勤手当

Q

社会保険の加入が決定した場合は、(4)の賃金も含めて標準報酬を決定します。

A

・特定適用事業所の適用後に厚生年金被保険者数が51人未満になった場合はどうなりますか？

⇒一度、「特定適用事業所」の指定を受けると、51人未満となっても、特定適用事業所の指定はなくなりません。社会保険加入者の3/4以上の同意があれば、特定適用事業所の指定除外申請をすることは可能です。ただし、対象者の人数は変動することや社会保険取得・喪失を繰り返すことも煩雑となるため、除外申請は行わない方が得策です。